



「職場規律」を前提条件とすることは許さない



83.5.11
No. 1335

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二二七二〇七

83新賃金

公労委(オ一回)事情聴取

83新賃金



一九八三年新賃金については、『日刊』既報の通り、四月二五日に国鉄当局より「有額回答」がなされたが、問題にならない低額回答であり、動労千葉は四月二七日に関東地調査へ「調停申請」したところである。

五月九日、十時三〇分より、この申請にもとづく第一回目事情聴取が公労委会館において行われた。事情聴取には、関東地調査から大塚委員長代行（三藤委員長は病気のため欠席）、車田労働側委員、白木使用者側委員、松岡調査官、国鉄当局側は伊東局長、人事課長、労働課長、外四名、動労千葉より関川委員長、山口副委員長、布施交渉部長、森内交渉委員、鶴岡交渉委員が出席し議論が行われた。

調停申請に至る経過

冒頭動労千葉より次のような交渉経過の説明が行われた。すなわち、三月十四日「申第10号」を発出し、四月一日第一回交渉以降、新賃金要求の主旨説明、賃金引上げ要求の理由、国鉄職員の生活実態、ポイント別賃金の要求根拠などについて論議を重ねてきた。

四月二三日、第八回交渉では、組合側より、①他公社は回答した。国鉄も早期回答を行え、②回答の見通はどうか、③民間準拠・業績と格差・仲裁裁定の完全実施を強く申し入れたが、第九回交渉で当局より一人平均一〇四六円の回答があつた。この回答は、①組合要求と大きくかけはなれている、②有額回答の前提として職場規律と合理化がある、ことに大きな不満を示し、翌日の交渉において打ち切りを通告し調停申請をした。

★年令別ポイント賃金要求と現行賃金体系との関連。

年令・勤続等が同一条件の労働者については労種間格差・企業格差をなくしたいという労働組合としての目標があり、配分が決定するまで個々人の賃上げ額が不明である平均ベア方式よりポイント賃金方式の方が優れており、民間産業においてもポイント方式の要求が多くなってきている。

★ポイント賃金要求の算出根拠

組合員が入社以降・結婚・出産・教育・住宅取得等社会的水準に対応できる賃金引上げ額が必要であると考え、25・30・35・40・45才の5ポイント

トを決定し要求をした。これは平均で二万五四四八円、11・9%である。

★有額回答について

組合員の生活実態、民間賃金の動向等いざれかせら見ても承服しがたい低額回答で、賃上げの「前件提条件」として「職場規律の確立」「合理化の推進」をうちだしてきたことは不当であり、「業績」「赤字」等を云々すること自体が誤りである。これに対し当局側は、「民賃準拠」「他公社との格差なし」の姿勢は示したもの、前提条件としての「職場規律」「合理化」については固執し基本的には対立のまま終始した。

要求獲得へ向けて闘い抜こう

大塚委員長代行より「事件の内容は国鉄職員全體の基本賃金にかかる問題であり、一地方の問題として処理することは適当でないと思われるのでも今後の取扱いは公労委へ移送したい」と発言があり労・使双方受諾したが、動労千葉は特に83新賃金について有額回答に至る経過やこの間の、合理化、職場規律についての対応の中で、国鉄当局の当事者能力について疑念を持たざるを得ないことと、そのような中で、国鉄労働者がプライドと意欲をもつて、運転保安確保等の業務を全うするためにも、組合要求にもとづく賃上げと仲裁裁定の完全実施が必要であることを主張し、第一回の事情聴取を終了した。

83新賃金の事情聴取は今後舞台を公労委へ移し、第二回目の事情聴取が行われる予定であるが、動労千葉は第一回事情聴取で主張した通り、賃上げの前提条件としての「合理化」「職場規律の確立」を許さず、要求額の獲得に向け闘っていく決意である。

